主 対

原判決を破棄する。被告人を懲役六月に処する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人原定夫の本件控訴趣意は別紙控訴趣意書記載のとおりであるからその主張 するところに対し当裁判所は次のとおり判断する。

〈要旨〉第一点について。所論にかんがみ本件訴訟記録及び原裁判所の取り調べた証拠を精査し弁護人所論の点を検〈/要旨〉討するに被告人は昭和二九年四月二〇日頃大田市 a 町 b A 方前道路上で遊んでいた子供数名(内一名は当時 B 基地内の C 所有の数名は一二才二名、九才二名その他)に対し同町日墓地内の C 所有の B を窃して来いと言ってその子供らは皆可であれたこと、その子供ら取所である。即ち、たっての場合であり、できるのであり、できるのであり、できるのであり、できるのであり、できるのであり、できるのであり、できるのであり、できるのであり、できるのであり、できるのには対したのであるともした。原本があるとは、自然の一里には対した。のとのであるとは、自然の一里には対したのである。原本があるを相当といる。原本が表には対したのである。原本には対したのである。の当りがあるを相当としてのといてあるが、の当りが判決に影響を及ぼすことが明かであるから原判決は破棄を免れない。

第二点について。所論にかんがみ本件訴訟記録によつて弁石人所論の点を検討するに、なる程本件犯罪に被害の面よりすれば重大とは言えないけれども純真なる児童を使つてなした犯行であること、被告人に前科ある点等を考えるときは原審刑は相当であつて再度の執行猶予の恩典を与えることはとうていできない。論旨は採用し難い。

よつて刑事訴訟法第三九七条を適用し原判決を破棄し同法第四〇〇条但し書により被告事件について当裁判所は次のとおり判決する。

被告人は昭和二九年四月二〇日頃大田市a町B墓地内のC所有の位牌堂において数名の子供(一四才三ケ月一名、一二才二名、九才一名、八才二名その他)使用し古銅板約一貫百匁時価約四九〇円相当を窃取したものである。

右事実を認定する証拠は原判決挙示の証拠のとおり。

法律に照すと被告人の所為は刑法第二三五条に該当するから所定刑期範囲内で主文の刑を量定処断し、当審における訴訟費用は刑事訴訟法第一八一条第一事項を適用し被告人をして負担せしめる。よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 平井林 裁判官 藤間忠顕 裁判官 組原政男)